

請 願 文 書 表

(3 年 9 月 議 会)

受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所 管 委 員 会
1	令 和 3 年 8 月 2 7 日	屋 外 工 含 む、す べ て の 建 設 ア ス ベ ス ト 被 害 者 救 済 の た め、国 と 建 材 企 業 の 抛 出 に よ る 補 償 基 金 制 度 創 設 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 を 求 め る 請 願	亀 岡 市 宇 津 根 町 川 ノ 口 6 - 2 全 京 都 建 築 労 働 組 合 亀 岡 支 部 支 部 長 田 畑 浩	長 澤 満 三 上 泉 田 中 豊 並 河 愛 子 小 松 康 之 齊 藤 一 義	<p>(請 願 の 要 旨)</p> <p>屋 外 工 含 む、す べ て の 建 設 ア ス ベ ス ト 被 害 者 救 済 の た め、国 と 建 材 企 業 の 抛 出 に よ る 補 償 基 金 制 度 創 設 を 求 め る 意 見 書 を 国 に 提 出 いた だ く こ と。</p> <p>(請 願 の 理 由)</p> <p>建 物 の 改 修、解 体 に 伴 う ア ス ベ ス ト (石 綿) の 飛 散 に よ っ て、現 在 で も ア ス ベ ス ト の 被 害 は 広 が っ て お り、被 害 者 は、悪 性 中 皮 腫、肺 が ん、石 綿 肺、び ま ん 性 胸 膜 肥 厚 等 に よ る 呼 吸 機 能 の 低 下 に よ り、日 常 生 活 も ま ま な ら ない な ど、家 族 と 共 に 大 変 な 苦 し み を 背 負 っ て い ま す。特 に、輸 入 さ れ た ア ス ベ ス ト の 8 0 % か ら 9 0 % が 建 設 資 材 と し て 建 設 現 場 で 使 用 さ れ、建 築 基 準 法 な ど で 不 燃 化、耐 火 工 法 と し て、国 と 建 材 メ ー カ ー が 使 用 を 進 め た こ と に よ り、多 く の 被 害 者 が 建 設 業 従 事 者 の 中 で 生 ま れ て い る 状 況 が あ り ま す。被 害 者 及 び 遺 族 に 対 し て は「石 綿 健 康 被 害 救 済 制 度」に よ る 給 付 が な さ れ て い る も の、十 分 な 補 償 と は な っ て い ま せ ン。こ う し た 状 況 を 受 け、貴 議 会 に お い て は、2 0 1 6 年 3 月、建 設 業 従 事 者 の ア ス ベ ス ト 被 害 者 の 早 期 救 済・解 決 を 求 め る 意 見 書 が 可 決 さ れ、国 宛 て に 提 出 さ れ た 経 緯 が あ り ま す。</p> <p>ア ス ベ ス ト 被 害 を 受 け た 建 設 業 従 事 者 と 遺 族 が、国 と ア ス ベ ス ト 建 材 製 造 企 業 に 対 し、補 償 と ア ス ベ ス ト 対 策 の 抜 本 改 正 を 求 め た 集 団 訴 訟 は、2 0 2 1 年 5 月 1 7 日 の 最 高 裁 判 決 で、国 と 建 材 企 業 の 不 法 行 為 責 任 が 認 定 さ れ、原 告 勝 訴 が 確 定 し ま し た。こ れ を 受 け、首 相 が 国 の 責 任 を 認 め 原 告 ら に 謝 罪 し、同 年 6 月 9 日、未 提 訴 者 へ の 賠 償 も 含 め た 国 に よ る「給 付 金 法」が 参 議 院 に お い て 全 会 一 致 で 可 決 成 立 し ま し た。</p> <p>一 方、建 材 企 業 は 敗 訴 が 確 定 し た に も か か わ ら ず、制 度 創 設 に は 一 様 に 消 極 的 で す。ま た、最 高 裁 判 決 で は、「屋 外 工」(屋 根、板 金、外 壁 な ど) が 救 済 か ら 除 外 さ れ て い る な ど、全 面 解 決 に は ま だ 課 題 が 残 り ま す。</p> <p>首 都 圏 で の 最 初 の 提 訴 か ら 1 3 年、京 都 で の 提 訴 か ら</p>	環 境 市 民 厚 生 常 任 委 員 会

				<p>も10年という長い月日を費やし、志半ばで亡くなった原告も多数います。アスベスト被害者を真に救うためには、裁判によらず迅速に補償が受けられる制度の創設が必要であり、それは、原因者である国とアスベスト建材製造企業の応分の負担によって行われるべきです。また、「屋内」「屋外」で被害者を線引きすることなく、被害者はすべてひとしく救済されるべきです。</p> <p>については、貴議会が以上の趣旨に基づき国に対して意見書を提出していただけるようお願いいたします。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	
--	--	--	--	--	--